

○串間市公式サイト有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、串間市公式サイト（以下「公式サイト」という。）に有料広告（公式サイト上に表示又は保有される広告情報をいう。）（以下「広告」という。）を掲載し、串間市の産業の振興を図り、かつ、良質な商品、サービス等に関する情報を公式サイト閲覧者に提供することを目的とし、公式サイトの広告の掲載に関しては、串間市有料広告掲載要綱（平成20年串間市告示第43号）及び串間市有料広告掲載基準（平成20年串間市施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載申込者)

第2条 公式サイトに広告掲載を申し込むことができる者は、日本国内に住所又は事業所を持つものとする。

(広告の要件)

第3条 掲載できる広告及び当該広告にリンクできるウェブサイトは、品性を妨げず、画面との調和に配慮されたものであり、かつ、市民に不利益を与えない中立性のあるものでなければならない。

(広告の容量等)

第4条 広告の容量及び広告料は、次のとおりとする。

主な掲載場所	容量	広告料
メインコンテンツ	1メガバイト以内	1月当たり 5,000 円
各サブコンテンツ		1月当たり 3,500 円
特殊コンテンツ		1月当たり 5,000 円

2 広告の内容に関する情報を公式サイト内に保管する場合は、1月あたり100円とする。

3 広告の枠数及び位置等は、市長が決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、6月を限度とする。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 掲載期間は、掲載期間満了日の14日前までに、掲載の取り下げの意思表示がない場合は、自動的に1月延長されるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する月が属する初日の10日前までに、串間市公式サイト広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載する広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、申込書を受理したときは、第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、串間市公式サイト広告掲載通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに、広告料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告原稿の作成等)

第9条 広告主は、市長の指定する期日までに掲載しようとする広告の完全原稿（以下「広告原稿」という。）を提出するものとする。

2 広告原稿に係る作成経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告原稿について、市長から表現内容等で掲載にふさわしくないとして部分的な作り直し等の指示があったときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

(2) 広告料を納入しなかったとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市へ申し出なければならない。

(広告料の還付)

第12条 既に納付した広告料は、これを還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により、掲載することができなかったときは、当該広告料の額に相当する金額の全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切負わないものとする。

(免責事項)

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止されることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による広告料の返還、損害の賠償等を市に請求しないものとする。

(1) 維持管理のため行うサーバー等のメンテナンスによる停止

(2) 天然災害等に起因するネットワーク障害による停止

2 前項に規定するもののほか、広告主が広告掲載に関して損害を受けた場合については、市はこれを賠償する責めを負わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年3月18日から施行する。
(串間市公式ホームページ有料広告掲載基準の廃止)
- 2 串間市公式ホームページ有料広告掲載基準(平成22年串間市施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。